

令和6年度 成田市意思疎通支援事業運営委員会会議録概要

日時	令和6年10月29日（火） 10:00～12:00	会場	成田市役所 議会棟3階 第3委員会室
出席委員等（計8名）			
【出席委員5名】 成田市聴覚障害者協会 会長 成田市聴覚障害者協会 事務局長 社会福祉法人 社会福祉協議会 地域福祉係長 意思疎通支援者（成田市設置手話通訳者 2名）			
【事務局3名】 成田市福祉部障がい者福祉課 橋本課長、諸徳寺係長、山中副主査			
議事概要			
1. 令和5年度初級手話講習会の実績について 2. 令和5年度、令和6年度上半期意思疎通支援事業実績（別紙1参照） 3. 令和6年度手話奉仕員養成講座の実施状況について（別紙1参照） 4. 令和7年度手話奉仕員養成講座について 5. その他 ----- 1. <u>令和5年度初級手話講習会の実績について</u> 『委員（社協）』 令和5年度の手話講習会は1月17日から2月28日までの計7回、水曜日の夜6時半から8時までで開催しました。定員20名に対し30名ほど申し込みがありましたが、成田市聴覚障害者協会会長と相談のうえ、正式に23名の受講としました。ほとんどの受講生がすべての回に出席し、延べ140名が受講されました。 令和6年度も昨年同様に1月から水曜日の夜に開催予定で話を進めており、12月1日の広報で受講生を募集する段取りになっております。 『委員』 市民優先とのことですが、市内で働いている人が申し込んではいけないのでしょうか。			

『委員（社協）』

それは考慮に入れますが、市の事業なので市民の方を優先せざるを得ないわけです。

『委員』

なるほど、しょうがないですね。

2. 令和５年度、令和６年度上半期意思疎通支援事業実績（別紙１参照）

『事務局』

令和５年度の年間実績は 1,894 件で、令和６年度の上半期実績は 1,057 件でした。年間実績について、令和５年度は令和４年度と比較すると約 4 件減少しており、令和６年度上半期の実績は、令和５年度上半期と比較すると 212 件増加しています。

また、成田市では窓口に設置したタブレット端末を使用した遠隔手話通訳サービスを令和４年７月に導入しており、実績について、令和４年度は 3 件、令和５年度は 1 件、令和６年度上半期は 0 件の利用状況となっています。令和６年度上半期は 0 件でしたが、10 月に 1 件利用があり、マイナンバー関係の手続きで市民課にて利用したのち、保険証の関係で保険年金課にて利用されたとのことでした。

『委員』

タブレットの利用状況がとても少ないですね。協会も聞こえない人がタブレットを利用しない原因について、これからしっかり調べていきたいと思います。他市でも遠隔手話サービスの利用は少ないと聞きますが、今後も継続していただけると助かります。

また、上半期実績についてなんですが、庁内業務の申請と相談には、派遣も含まれているのでしょうか。

『委員（設置）』

派遣は含まれていません。申請は手話通訳依頼の申請件数です。相談は設置が他の課に行って相談を受けている件数です。医療や保険の項目は、健康診断を受けたいというような相談を受けたりしますが、設置で受けられない内容の場合は、担当課に繋ぐこともあります。担当課に繋いだ場合でも、まずは設置のもとに相談にくるので、実績に含めています。

『委員』

設置自身が相談を受けるのではなくて、担当に繋ぐということが大切だと思いますし、これからもそのように続けていただきたいと思います。

また、成田市に盲ろう者はいるのでしょうか、コミュニケーションはどうしているのでしょうか。

『事務局』

成田市には 3 名います。

『委員（設置）』

盲ろう者といっても、自立できないという方はおらず、触手話を使うような方もいません。3名のうち2名は高齢の方で、今後支援につながる可能性がある方は1名います。

『委員』

なぜ盲ろう者について聞いたかというところ、要約筆記・手話通訳、触手話などを含めた意思疎通支援の全国方針がありますが、成田市がそれをできているのか聞いたからです。

触手話が必要になった場合、設置手話通訳はその資格をまだ取得されていないかと思います。来年、県で触手話通訳の養成講座が開催予定ですので、都合が合えば是非受講していただきたいと思います。

3. 令和6年度手話奉仕員養成講座の実施状況について

『事務局』

令和6年度の受講決定者数は、前期が20名、後期が16名の合計36名です。前期20名のうち、令和6年9月末時点で受講辞退された方が2名いらっしゃいます。辞退の理由は体調不良や家庭の事情によるものでした。

今年度の講座終了日については、前期は11月13日となっており、後期は台風の影響で第14回目講義が延期となりましたので、改めて終了日について確認させていただきたいと思います。

『委員』

後期の終了日は、予備日が1月8日で、既に受講者に連絡しています。市の方にも改めて日程表をお渡しします。

『事務局』

今回、台風で休講となった際、受講者へ急遽電話で連絡をしましたが、次回からはメールでの連絡方法に変更したいと考えています。申込時に電話でメールアドレスを聞き取るのは大変なので、開講式の時にメールアドレスの提出をお願いする予定で考えています。

4. 令和7年度手話奉仕員養成講座について

『事務局』

来年度の講座も、5月の2週目から開始でよろしいでしょうか。曜日も今年度を引き継ぐ予定でしょうか。また、テキストが改訂になるとお伺いしましたが、受講者には新テキストを購入していただくことになるでしょうか。

『委員』

未定ですが、来年度の後期は水曜日、前期は土曜日を考えています。テキストについては、前期を受講する方には新テキストを購入してもらい、後期を受講する方は今のテキストを引き続き利用していただきます。

『事務局』

何回も繰り返し受講されている方も、前期を受講する場合は新テキストを購入してもらうということによろしいですか。

『委員』

何回も受講されている方については、講座が人との交流の場になったり、リハビリ的な側面があったりしたため参加を認めていた部分もあります。今後も定員割れした場合には受け入れますが、またご相談になるかと思います。

行政の立場としては、定員割れしたときはどのようなお気持ちでしょうか。

『事務局』

やはり皆さんに受けていただきたいという気持ちはありますが、数字にとらわれてしまうのはいかなものかという気はします。

テキスト代は変更ありますか。

『委員』

値上がりすると思います。テキストは講義と実技の2冊ありますが、合わせて3千円くらいになると思います。また、今のテキストは DVD 付きですが、新テキストには DVD は付かず、代わりにクラウドを導入してインターネット環境があればどこでも学習ができるという話になっています。そのため、スマホが利用できる方はクラウドの登録を申し込んでいただくように広報していく方向となっています。

また、講座では DVD を利用しますが、これは受講生が購入できるものではないので、あらかじめはっきり伝えておく必要があると思います。

『事務局』

テキストの改訂はどれぐらいの頻度で行われるのでしょうか。

『委員』

平成 18 年から始まり、今までで4回改訂されていますので、おそらく3年から4年の頻度で改訂が行われています。実技と講義の2冊あり、実技テキストについては半永久的に利用できますが、講義テキストについては、社会情勢の変化や制度の改正に合わせて改訂を行っています。

『事務局』

もう一点お聞きしたいのですが、講座の遅刻欠席の連絡方法について、現在は受講者から障がい者福祉課に連絡が入り、それを担当が会長にメールで報告しているのですが、担当不在時など場合によっては連絡が間に合わない場合があります。遅刻欠席の連絡は必須でしょうか。

『委員』

当日20分以内の遅刻であれば出席扱いとしており、それは講座の受付時に把握しますので、当日の遅刻欠席連絡についてはわざわざ報告していただくなくて大丈夫です。前もってわかっている場合は必ず協会へご連絡ください。

『事務局』

その他ご意見等ありますか。

『委員（設置）』

設置手話通訳としては、市の職員にも手話を学んでほしいと思っており、受付時に簡単な手話ができればよいと思います。他市町村では職員対象の手話研修会や講座を行っているところもありますので、成田市でも新人職員研修とかでも構わないので、職員対象の手話を学ぶ機会について検討していただければと思います。

『事務局』

市の手続きでどこまで手話を求めるのか、日常会話レベル若しくは事務手続きレベルなのか、目的によって求められるレベルが異なってくるとは思うが、今後必要性について見極めながら検討していければと思います。

5. その他

『委員』

デフリンピックについて、市長へ提出した要望書の回答はまだだと思いますが、障がい者福祉課としてはどのようにお考えでしょうか。

『事務局』

まず国際手話講座ですが、いただいた見積書の16万円については予算要求中で、これから査定に入っていきます。こちらの講座はどれくらいの対象人数を想定していますか。

『委員』

30人から40人程度を想定しております。

『事務局』

以前、募集方法については商工会議所や観光協会と相談していくということでしたが、その考えでしょうか。

『委員』

その通りです。

『事務局』

一般市民は受けられるのでしょうか。

『委員』

もちろん受け入れます。

『事務局』

その中には成田市聴覚障害者協会の方も含まれますか。

『委員』

はい、そうです。

『事務局』

ちなみに協会の方で国際手話ができる方はいらっしゃいますか。

『委員』

いません。デフリンピックの認知度はまだまだ低いので、認知度を上げるために国際手話を広める必要もあると思います。誰もができる簡単な挨拶などができるようになればと思っており、是非来年度には開催したいと思っています。

『事務局』

千葉県にもそのような要望書を提出されたとお伺いしましたが、千葉県でも国際手話講座は開催するのでしょうか。

『委員』

そうですね。県庁にも出向いて要望し、予算について前向きに検討するというお話をいただきました。補助金程度の見通しだそうです。県からも補助金をいただきながら、簡単な会話だけではなく、空港から宿泊先までの行き方などといった会話の習得を進めていきたいと思っています。

『事務局』

県内ではその国際手話講座を開催するのは千葉県と成田市だけでしょうか。

『委員』

そうです。

『事務局』

東京都で3千人のボランティアの募集を開始したという情報がありますが、これはまた別の動きということでしょうか。

『委員』

そうです。

『事務局』

市に対する要望の中に、当初は空港で選手団のお出迎えするボランティアの話もあったと思いますが、それは東京都の3千人に含まれていますか。

『委員』

含まれていません。

『事務局』

今回成田市で開催する講座は、空港でのお出迎えというよりは、市内にきた方に対し国際手話をできるようにという想定ですか。

『委員』

そうです。成田市は観光場所がいろいろありますから、観光客に対しての案内やお店での対応ができるようにといった考えです。

『事務局』

わかりました。国際手話講座の開催は、市が協会に委託をするということだと思うのですが、もし参加者のほとんどが成田市聴覚障害者協会の方となった場合、公金の使用方法としては厳しいと思います。ですので、受講者は一般市民や商工会の人を優先し、協会の方はオブザーバーという形をとるのが公金の使い方としては正しいのではないかと思います。

『委員』

一般市民に対する呼びかけは行政の方にも協力していただきたいと思います。商工会などにも広報していただけるのでしょうか。

『事務局』

一般的な募集は可能です。ただ、一般的な話になりますが、お店の方々は忙しいので、なかなか参加するのは難しいのではと思っています。従業員に給料を支払って手話講座に参加させるというのは、経営者の方の理解がないと難しいと思います。

『委員』

わかりました。

『事務局』

その他何かありますか。

『委員（設置）』

手話言語条例についてですが、市や協会では何か動きはありますか。

『事務局』

今のところはありません。平成26年6月議会での市長答弁では、条例はあくまで理念的な話になりがちなので制定は考えておらず、意思疎通支援事業の取り組みを充実させていくという答えをしています。もちろんそれから動きがあればまた検討していきますが。

『委員』

議員中心で条例を作成するというような文章を見たことがありますが、他市町村と比較すると恥ずかしいような内容もありました。協会に相談があったわけではなく、議員主体で作成されたものだと思いますが、条例を作成する場合には、聞こえない方の同意を得ながら進めていただきたいと思います。

また、条例の必要性について考えると、成田市は手話通訳派遣事業の範囲が広く、地域関係なく福祉の範囲を超えて、文化や教育など様々な分野に派遣ができるという面で千葉県の中でも珍しいです。国のモデル要綱に沿って事業が行われており、特段ろう者の意思疎通をどこでもできる環境ですから、条例はなくてもよいのかなという考えもあるかと思います。

また、条例は一般市民向けのもので、実際に条例がある市は特に教育分野に力を入れて手話を広めているということを資料でよく読みます。

『委員（設置）』

成田市も以前はいくつかの小学校から手話を学びたいということで協会にも手話講座の委託依頼がたくさんあり、設置手話通訳が同行したこともありましたが、コロナの影響で手話講座がゼロになり、復活の兆しがないまま現在までできております。条例がある市町村では手話講座が増えており、子供に対して手話を学んでもらう、小さいころか

ら聞こえない人のことを知ってもらう良い機会になっていると思います。条例を作ることによって市民に対する啓発活動、教育の分野で子供たちに手話を知ってもらう機会をつくる取り組みをしている市町村は多いかと思います。

『事務局』

千葉県内では確か 8 市くらいが手話言語条例を制定していると思います。最近の動向については勉強しながら情報を教えていただければなと思います。